伊勢崎市情報公開 · 個人情報保護審查会

(情報公開-答申第14号)

◆諮問第14号(情報公開)

平成21年9月4日に開催された第4回伊勢崎市議会定例会における議案第97号平成20年度伊勢崎市一般会計歳入歳出決算認定質疑で、一般廃棄物収集運搬委託業務を協同組合へ一括契約するにあたり協議したとあるが、協議した年月日、場所、業務区域の割り振り方法の根拠、その議事録及び協議書類を不存在とすることとする決定に係る異議申立てについて

伊情個審答申第14号 平成28年6月28日

伊勢崎市長 様

伊勢崎市情報公開·個人情報保護審査会 会長 根岸 慎一

行政情報を不存在とすることとする決定に係る異議申立てについて(答申)

平成27年10月29日付け伊環政第401-2号で諮問のありました下記の異議申立てに係る事件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 諮問番号 諮問第14号(情報公開)
- 2 事件名 平成21年9月4日に開催された第4回伊勢崎市議会定例会における議案 第97号平成20年度伊勢崎市一般会計歳入歳出決算認定質疑で、一般廃棄 物収集運搬委託業務を協同組合へ一括契約するにあたり協議したとあるが、 協議した年月日、場所、業務区域の割り振り方法の根拠、その議事録及び協議書類を不存在とすることとする決定に係る異議申立てについて

諮問第14号

答 申 書

第1 審査会の結論

本異議申立てに係る事件(以下「本異議申立事件」という。)の対象となった行政情報については、結論として、伊勢崎市長(以下「実施機関」という。)が異議申立人である株式会社〇〇〇代表取締役 〇〇〇氏(以下「異議申立人」という。)に対して行った、行政情報の不存在とした決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経緯

- 1 平成27年8月7日付けで異議申立人は、実施機関に対して、伊勢崎市情報公開条例(平成17年伊勢崎市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により「平成21年9月4日に開催された第4回伊勢崎市議会定例会における議案第97号平成20年度伊勢崎市一般会計歳入歳出決算認定質疑で、一般廃棄物収集運搬委託業務を協同組合へ一括契約するにあたり協議したとあるが、協議した年月日、場所、業務区域の割り振り方法の根拠、その議事録及び協議書類」(以下「議事録及び協議書類」という。)について、行政情報の公開請求(以下「公開請求」という。)を行い、実施機関は、同日付けで当該公開請求を受け付けた。
- 2 平成27年8月19日付けで実施機関は、異議申立人の行った公開請求に対して、議事録及び協議書類については作成していないため、不存在とする本件処分を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成27年9月30日付けで異議申立人は、実施機関に対して、本件処分は条例の解釈 及び運用を誤ったもので、違法な処分であることから、「本件処分を取り消すとの決定を 求める」との趣旨で行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により実 施機関に対し異議申立て(以下「異議申立て」という。)を行い、実施機関は、同日付け でこれを受け付けた。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、行政情報公開決定等理由説明書及び審査会における口頭理由説明により、本件処分の理由について、次のように説明している。

1 一般廃棄物収集運搬業務委託契約における業務区域の割り振りについて

伊勢崎市環境事業協同組合設立前である当時、事務局的な役割を担っていた清掃業者が、 伊勢崎市環境事業協同組合に加盟の意思表示をしていた清掃業者に、群馬県中小企業団体中 央会の助言を参考に、現在の業務区域の割り振りの基となる案について提案し協議したとこ る、異論はなく意思決定されたとしている。

2 伊勢崎市情報公開条例第29条について

伊勢崎市情報公開条例では、行政情報の適正な管理等として、「実施機関は、この条例の 適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その 他の行政情報の管理に関する必要な事項を定め、これに基づき、行政情報を適正に管理するものとする」としており、第2項で「実施機関は、迅速かつ容易に行政情報を検索することができるよう、前項の規定により管理する行政情報の目録その他の資料を作成し、一般の利用に供するものとする」としている。

3 議事録及び協議書類の作成と保管について

一般廃棄物収集運搬業務委託契約における業務区域の割り振りにおける伊勢崎市環境事業協同組合との協議内容の議事録及び協議書類については、伊勢崎市環境事業協同組合内で 意思決定されたものであるため、議事録及び協議書類を作成する必要はなく、現に議事録及 び協議書類を作成していないことから、資料の保管をしていないものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書において、本件処分は違法であり、条例の解釈及び運用を誤ったものであるため、本件処分を取り消すべきである旨の主張をしている。

1 主張の内容

異議申立書及び意見書による異議申立人の主張の内容は、概ね次のとおりである。

(1) 一般廃棄物収集運搬業務委託契約における業務区域の割り振りについて

実施機関は、当時事務局的な役割を担っていた清掃業者が、伊勢崎市環境事業協同組合に加盟の意思表示をしていた清掃業者に、現在の業務区域の割り振りの基となる案について提案し協議したところ、異論はなく意思決定されたとしているが、実際には協議中、伊勢崎市環境事業協同組合加盟予定者9社のうち、1社が途中退席するなど円満な意思決定には至ってはいなかった。

(2) 協議書類の作成について

実施機関は、一般廃棄物収集運搬業務委託事業の大幅な方針変更による契約内容、さらに多大な委託金額の変更を伴うものであることから、契約に関する重要な行政情報に該当するため、なんらかの協議があり行政情報を作成しているものと考えられる。

(3) 議事録の作成について

実施機関は、一般廃棄物収集運搬業務委託事業の大幅な方針と契約内容の変更であることから、契約に関する重要な行政情報に該当すると考えられるため、なんらかの協議があり、その議事録を作成しているものと考えられる。

(4) 上記(1) から(3) までのことから、本件処分の取り消しを求めて本異議申立てに及んだものである。

第5 審査会の判断の理由

審査会は、異議申立人が上記第2.異議申立ての趣旨及び経緯の3項で「本件処分を取り消すとの決定を求める」趣旨から、実施機関が行政情報を不存在とした妥当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「行政情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、地方自治の本旨に即した市政の進展に寄与する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、市民が積極的に市政へ参加することを推進するとともに、市政に対する理解と

信頼を深めることによって、開かれた市政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い市民から公開請求のあった行政情報を原則として公開しなければならない。当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、個別的かつ適切に判断されなければならないことはいうまでもない。

2 一般廃棄物収集運搬業務委託契約における業務区域の割り振りについて

伊勢崎市環境事業協同組合設立前に、当時事務局的な役割を担っていた清掃業者が、伊勢崎市環境事業協同組合に加盟の意思表示をしていた清掃業者に、現在の業務区域の割り振りの基となる案について提案し協議したところ、異論はなく意思決定されたとのことである。

実施機関は、提案の内容について群馬県中小企業団体中央会の助言を参考に、各清掃業者が今までごみ収集を行っていた区域をそのまま受け持つのが通例であるとし、当時の伊勢崎市環境事業協同組合が提示した業務区域の割り振り案と、伊勢崎市環境事業協同組合設立前に各清掃業者に配分されていた業務区域の割り振りについて、その差異がほとんどないため口頭での伝達で要件を満たしたものであると説明している。

実施機関が異議申立人に公開決定した一般廃棄物収集運搬業務委託契約書を検分してみると、契約書には「委託について、発注者と受注者と組合員は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書10通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する」と明記されている一文があること、また発注者として伊勢崎市長、受注者として伊勢崎市環境事業協同組合理事長、組合員として各清掃業者の代表者が契約書に押印がされていることから、伊勢崎市環境事業協同組合に加盟の意思表示をしていた清掃業者に、現在の業務区域の割り振りの基となる案について提案し、協議したところ異論はなく、意思決定がなされたものと考察するものである。

事実、組合員すべての押印がしてある契約書がある以上、環境事業協同組合が提示した業 務区域の割り振り等も当然協議され契約に至ったものであると判断するものである。

3 本件対象行政情報の構成について

本件対象行政情報は、当審査会が見分したところ、「一般廃棄物収集運搬業務委託を伊勢崎市環境事業協同組合へ一括契約した際の業務区域の割り振りに係る協議内容に関連する一切の文書」である。これら対象文書の存否と条例第29条に反するか否かについて検討するものである。

4 一般廃棄物収集運搬業務委託を伊勢崎市環境事業協同組合へ一括契約した際の業務区域の割り振りに係る協議内容に関連する一切の文書の存否について

2 一般廃棄物収集運搬業務委託契約における業務区域の割り振りについてで述べたとおり、業務区域の割り振りについては、組合員であるすべての清掃業者が契約書に押印していることから、組合員すべての合意に基づき決定したものであると考えられ、議事録及び協議書類を作成していない実施機関の説明に不合理はないものであると考えられる。

なお、審査会としては、議事録及び協議書類が保管されていないかどうか実施機関に立ち入り検査をし、現地にて該当すると思われるすべての書類の確認を行ったが、一般廃棄物収集運搬業務委託を伊勢崎市環境事業協同組合へ一括契約した際の業務区域の割り振りに係る協議内容に関連する一切の文書は存在しなかった。

5 本件異議申立事件の争点について

審査会は、実施機関が行った不存在とすることとする処分が条例に照らして妥当であると

認められるか否かを審査した。

6 本件異議申立ての理由として適用した条例第29条の解釈について

条例第29条は、実施機関はこの条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政情報の管理に関する必要な事項を定め、これに基づき、行政情報を適正に管理するものとするとしている。

実施機関の説明及び異議申立人の主張を整理すると、実施機関が一般廃棄物収集運搬業務委託に係る協議の議事録等を作成しなかったことが妥当であるか否かが本異議申立事件の争点の1つとして考えられる。4. 一般廃棄物収集運搬業務委託を伊勢崎市環境事業協同組合へ一括契約した際の業務区域の割り振りに係る協議内容に関連する一切の文書の存否についてで述べたとおり、実施機関の説明に不合理はないものであると考えられることから、条例第29条に反しないものであると考えられる。

7 その他

当審査会は、実施機関が行った公開決定等に対して不服申立てがなされた場合において、 その対象となる行政情報が不存在か否かを条例等の規定及び趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、異議申立人のその余の主張については、本異議申立事件の調査審議の対象とはしなかった。

8 結論

以上のとおりであるから、本異議申立事件に対して当審査会は、上記第1の結論のとおり 答申するものである。

第6 調査審議の経過

当審査会における本異議申立事件に係る調査審議の経過は、別紙のとおりである。

審査会における調査審議の経過

年 月 日	審査会における手続	事務手続
平成 27 年 10 月 29 日		O 実施機関から「諮問書」を受 領
平成 27 年 11 月 6 日		O 実施機関に「行政情報公開決 定等理由説明書」の提出要求
平成 27 年 11 月 16 日		○ 実施機関から「行政情報公開 決定等理由説明書」を受領
平成 27 年 11 月 16 日 (第 5 回審査会)	○審議(経過報告)	
平成 27 年 11 月 27 日		○ 異議申立人に「行政情報公開 決定等理由説明書」の写しを送付
平成 27 年 12 月 9 日		O 異議申立人から「意見書」を 受領
平成 27 年 12 月 16 日		〇 実施機関に「意見書」の写し を送付
平成 28 年 1 月 18 日 (第 6 回審査会)	O 実施機関による口頭理由説明 O 審議	
平成 28 年 2 月 18 日 (第 7 回審査会)	〇異議申立人による口頭意見陳述 〇 審議	
平成 28 年 3 月 22 日 (第 8 回審査会)	〇 審議	
平成 28 年 4 月 25 日 (第 1 回審査会)	〇 審議	
平成 28 年 5 月 31 日 (第 2 回審査会)	〇 審議	